

和歌山県特別栽培農産物認証表示規程

第1 和歌山県特別栽培農産物認証要綱第8条第5項に基づき和歌山県特別栽培農産物の表示を行う者は、この表示規程によるものとする。

第2 認証マークの作成と管理

- (1) 和歌山県特別栽培農産物に係る生産者または精米業者または小分け業者（以下「生産者等」という。）は、認証マークを作成し、使用することができる。
- (2) 認証マークの作成は、原則として生産者等が行うものとするが、生産者等の依頼により認証機関が行っても構わない。
- (3) 認証マークには、認証機関名を記入するものとする。
- (4) 生産者等は、認証マークの使用管理に係る帳簿を備え、適切に管理するとともに、認証機関に認証マーク使用実績を報告するものとする。

第3 認証マークの使用態様

認証マークの使用態様は、原則としてシールとし、農産物または容器包装への貼り付けにより表示するものとする。

ただし、段ボール等の容器包装へ直接印刷する方法や容器包装された商品の中に添付するリーフレット等への使用も認めるものとする。

第4 表示方法

表示は、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づく表示を行うとともに、認証マークによる表示を併せて行うものとする。

第5 認証マークの規格等

- (1) 認証マークのデザインは、別記のとおりとする。
- (2) 認証マークの色は単色の場合、緑または黒とする。
- (3) 認証マークの大きさは、横幅を30mm以上とする。

第6 表示禁止事項

- (1) この表示規程に定める表示事項と矛盾する用語
- (2) 実際の農産物または通常の栽培方法で栽培された農産物より著しく優良または有利であると誤認させる用語
- (3) 当該特別栽培農産物の栽培方法、品質を誤認させるような文字、絵、その他の表示
- (4) 「無農薬栽培農産物」、「無化学肥料栽培農産物」、「減農薬栽培農産物」、「減化学肥料栽培農産物」等の表示

附 則

この規程は平成13年12月3日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年11月11日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の和歌山県特別栽培農産物認証表示規程に基づき作成されている認証マークは、この規程にかかわらず、平成16年3月31日まで使用することができる。

附 則

この規程は平成17年9月15日から施行する。

別記

認証マークのデザイン



a 2色



b 単色

表示例

ガイドラインに基づく表示と県の認証マークを併記

ガイドラインに基づく表示

(一括表示)

農林水産省新ガイドラインによる表示		
特別栽培農産物		
節減対象農薬：和歌山県慣行栽培比5割減		
化学肥料(窒素成分)：和歌山県慣行栽培比5割減		
栽培責任者		
住所	和歌山県	市××
連絡先	TEL	-
確認責任者		
住所	和歌山県	市××
連絡先	TEL	-

県の認証マーク



(別枠表示)

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
××××	殺菌	3回
	殺虫	2回
	除草	1回

ガイドラインの略式表示と県の認証マークを併記

ガイドラインに基づく表示

特別栽培農産物		
節減対象農薬：和歌山県慣行栽培比5割減		
化学肥料(窒素成分)：和歌山県慣行栽培比5割減		
農水省新ガイドラインによる表示		
出荷組合		
(その他の表示事項の情報入手方法を記載)		

県の認証マーク



一括表示と別枠表示は別途表示しなければならない。